

軽自動車税減免申請書

平成 年 月 日

(宛先) 京都市長

申請者 (=納税義務者)	住 所	電話番号()	-	
	氏名(名称)				(1)

下記の事由により軽自動車税の減免を申請します。なお、減免事由に異動が生じたとき等は直ちにその旨を申し出ます。

減免を受ける 軽自動車など	標識(鑑札)番号		車 名		
	住所(申請者に	同じ⇒チェック □)	氏 名(申請	者に同じ⇒チェッ	1 □)
障害者			生年月日	年	月 日
	手帳の種類 (該当手帳にチェック)	□身体障害者手帳 □ □精神障害者保健福祉手向			
	住 所(申請者に	同じ⇒チェック □)	氏 名(申請	者に同じ⇒チェッ	1 □)
運転者					
減免を受け る理由	中国残留邦人等 2 身体障害者福祉 3 戦傷病者特別保 4 身体障害児及び 5 身体障害者又は	定する生活扶助受給者 支援法に規定する生活支 法に規定する身体障害者 護法第2条に規定する戦 重度知的障害者又はこれ 戦傷病者と生計を一にす	f 成傷病者 よらのものと生i -る者	(施行細則4条 <i>0</i> (条例81 (細則4条 <i>0</i> 計を一にする者	条 1項2号) D7 1項1号) (要綱4条) (要綱4条)
	7 構造上専ら身体 (身体障害者等が	動車等に被害を受けた者 障害者等の利用に供する 以専用するものに限る)の 害者又はこれらのものと	ためのものと 所有者又は使り	認められる軽自 用者(細則4条 <i>0</i>	
事務処理欄		添付書類等確認欄(職		//	
		・理由番号 1		給証明書(生活扶. '	助)
		・理由番号7以外 ⇒			
		・理由番号6 ==	・□ 罹災証明書	の写し及び修理費	骨の見積書等
			・□福祉車両を	/ //	~ / -
	・減免対象車両の確認 ⇒ □ 車検証 □ 端末 □ 納税通知書 ※生計同一根拠資料は別紙 1 〔様式 6〕の事務処理欄で確認				
		<u> </u>	区 町	氏名コード	整理番号
		個人番号又は法人番号			

◎端末が未登録の車両(軽自動車, 126cc 以上のバイク)の場合, 車検証等が必要です。

◎申告に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

軽自動車税の減免申請に係る注意事項

1 必要となる書類 (納税通知書を受けとる前の申請の場合には、納税通知書は不要です)

減免の種類	必要書類		
身体障害者手帳の交付を受けている方	・手帳		
戦傷病者手帳の交付を受けている方	・納税義務者の印鑑 ・運転免許証(運転者)		
療育手帳(障害の程度「A」に限る)の交付を 受けている方	・納税通知書 又は 車検証		
精神障害者保健福祉手帳(等級「1級」に限る) と, 自立支援医療受給者証(精神通院)の 両方の交付を受けている方	上記に加え, 自立支援医療受給者証(精神通院)		
上記手帳所持者と生計同一で,車両を手帳所 持者のために専ら使用する方 (生計を一にするとは、日常生活の資を共通にし ていることをいい、同居・別居は問いません。)	上記に加え, 生計同一であることを証する書類 (戸籍全部(個人)事項証明書 等)		
※ 生活保護法の規定による生活扶助を 受けている方	・生活保護受給証明書(「生活扶助」が 記載されていること)・納税義務者の印鑑・運転免許証(運転者)・納税通知書 又は 車検証		

2 対象車両

軽自動車税の減免の適用を受けることのできる車両は、所有者のいかんを問わず、<u>身体</u> <u>障害者等おひとりについて、軽自動車・バイク・普通自動車のうち、1台に限ります。</u> また、**※**印のある減免以外は、営業用車両は認められません。

3 申請期限

申請は納期限(5月末,随時課税の場合は、該当月の末日。但し、納期限が土日の場合は翌営業日を納期限とする)までに行ってください。

納期限の翌日以降に申請があった場合は、減免の適用対象であっても、翌年度分から 減免が適用されることになり、当該年度分は課税されますので御注意ください。